

自転車保険 入つてますか?

自転車保険への 加入は義務です!!

福岡県自転車条例により、福岡県内で自転車を利用する場合、自転車事故によるケガなどの損害を賠償する自転車保険等に加入しなければなりません。

対象者

- 自転車を利用する人(子どもが利用する場合はその保護者)
- 従業員に自転車を利用させる事業者
- 自転車貸付業者(県への届け出義務があります)

※事業者・学校は、通勤・通学に自転車を利用する人の保険加入を確認しましょう。

自転車保険の加入状況の確認について

自転車を利用中の事故により他人にけがをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車保険等)に加入していますか。
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」(点検日から1年以内)も該当します。

はい

自動車保険、火災保険、傷害保険、クレジットカードの付帯保険のいずれかに加入していますか。

はい

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険など)のいずれかに加入していますか。

はい

わからない

いいえ

加入している保険や共済に、自転車保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。

※特約の名前は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なる場合があります。

はい

わからない

いいえ

すでに自転車保険等に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。
※相当する補償がない場合には加入が必要です。

自転車保険等への加入が必要です。



交通事故をなくす福岡県県民運動本部

(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)

